

Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉
- 2 母子保健
- 3 難病対策
- 4 原爆被爆者対策事業

地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・特定不妊治療・小児慢性特定疾病・難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支援体制の整備に努めている。

1 精神保健福祉事業

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤通院患者リハビリテーション事業、⑥市村支援、⑦組織活動育成支援、⑧関係機関とのネットワークづくり、⑨関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を行う。

2 母子保健事業

「健やか親子おきなわ21（第2次）」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②専門医による相談、③親の会等組織育成支援、④関係機関との連絡会議、⑤個別訪問等による相談支援、⑥支援者を対象とした研修会等を実施している。

3 難病対策事業

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）」に基づき、①特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会を行っている。

4 原爆被爆者対策事業

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、また被爆者健康診断の記録をもとに健康相談等を行っている。

地域保健班に関する月間・週間事業

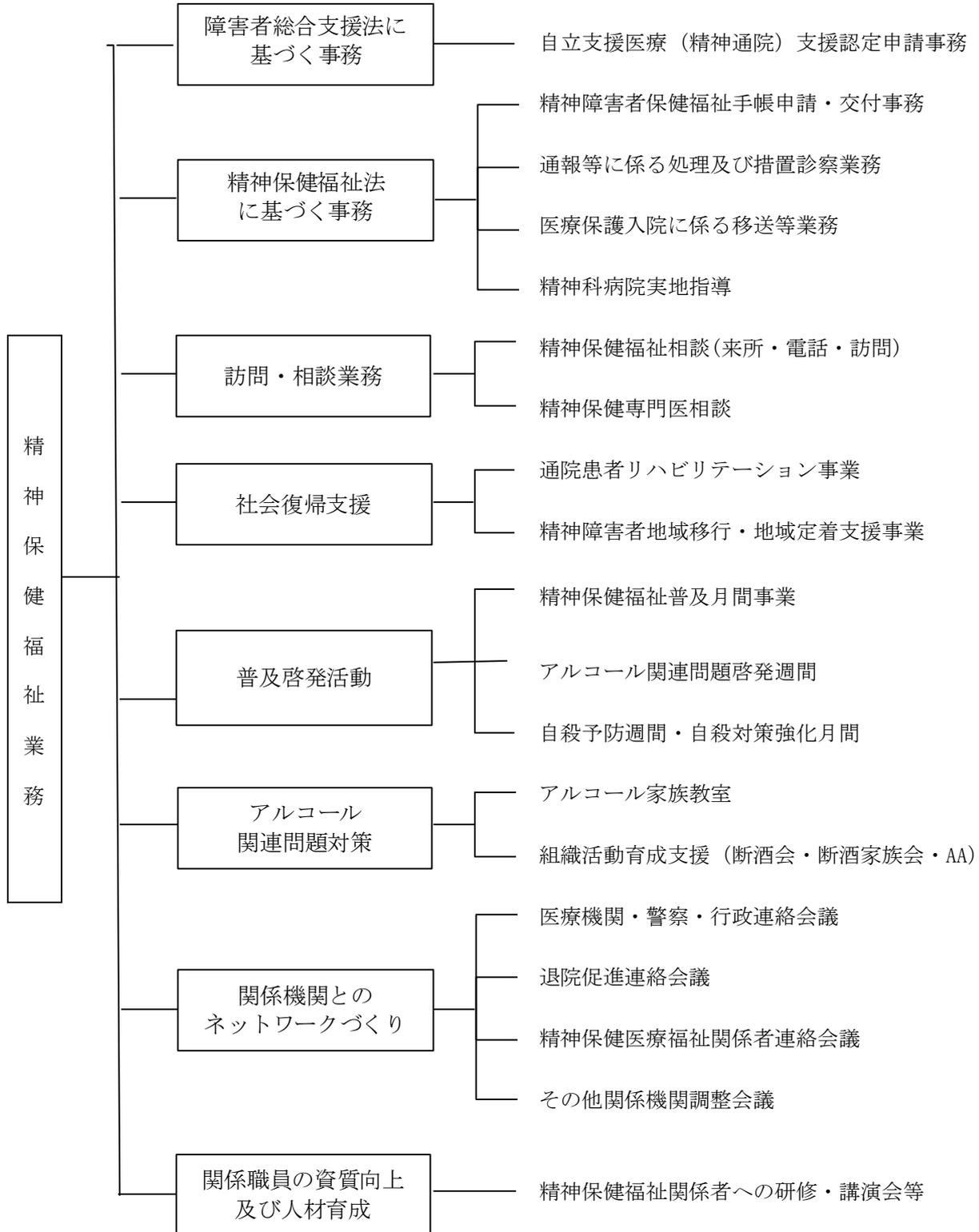
令和元年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
自殺予防週間	9月18日 ～ 9月21日	パネル展示及びパンフレット等配布	一般住民
精神保健福祉 普及月間	11月1日 ～ 11月30日	講演会 「充実した生活を送るために ストレスとほどよく付き合おう ～こころの健康と認知行動療法～」	一般住民・関係者

1 精神保健福祉

平成 16 年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」で示された「入院医療中心から生活中心へ」の理念の実現のために、精神障害者の地域移行を促進する動きが活発になっている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」、「自殺対策基本法」に基づき、下記の業務を行っている。



(1) 障害者総合支援法に基づく事務

自立支援医療（精神通院）支給認定申請事務

精神疾患に係る通院医療費に関しては、障害者総合支援法第58条及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置に関する政令第3号により、全額公費負担で医療（保険適用範囲内）が受けられることになっている。

図1 年度別受給者数

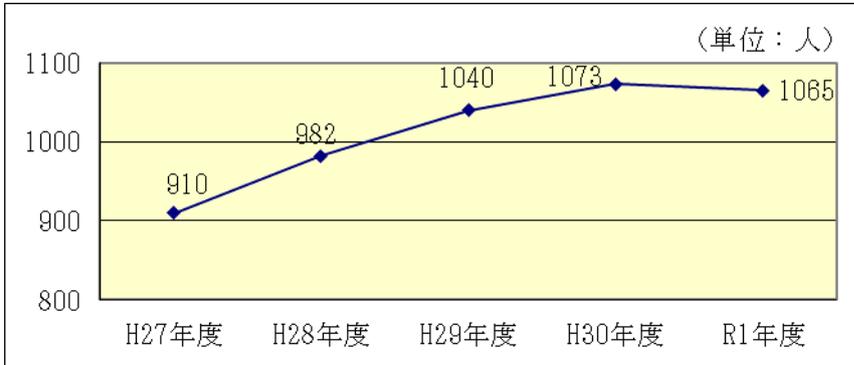


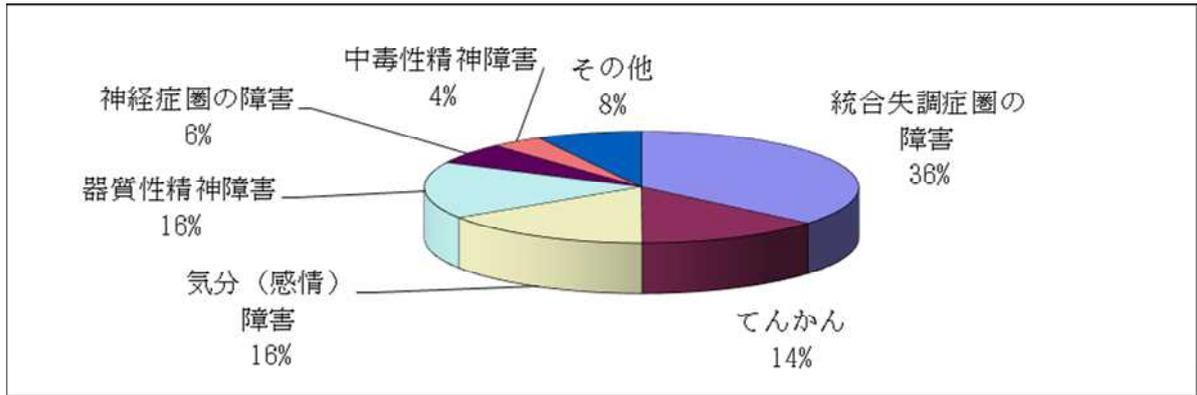
表1 市村別、疾病別受給者数

令和元年度

疾病	宮古島市	多良間村	計
アルツハイマー型認知症	110	0	110
脳血管性認知症	14	0	14
その他認知症	18	0	18
その他脳器質性精神障害	33	0	33
アルコール依存症	31	2	33
アルコール精神病	5	0	5
覚醒剤依存症	0	0	0
覚醒剤精神病	0	0	0
有機溶剤中毒	0	0	0
その他中毒性精神病	3	0	3
統合失調症圏の障害	382	3	385
気分(感情)障害	159	1	160
心因反応	5	0	5
非定型精神病	4	0	4
接枝分裂病	0	0	0
神経症圏の障害	64	0	64
人格障害	2	0	2
知的障害	14	0	14
てんかん	141	6	147
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	1
心理的発達障害	33	0	33
小児青年期の行動情緒障害	31	0	31
不明(障害年金証書)	0	0	0
その他精神障害	3	0	3
計	1053	12	1065

図 2 病類別受給者割合

令和元年度



(2) 精神保健福祉法に基づく事務

ア 精神障害者保健福祉手帳申請・交付事務

精神障害者保健福祉手帳は精神障害者に対して各種支援策の活用を促し、福祉の向上を図るため導入された制度である。なお、申請窓口は市町村となっており有効期間は2年間である。

表 2 年度別申請者数（新規）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	11	21	6	8	4
2級	29	23	16	16	9
3級	23	19	12	14	14
計	63	63	34	38	27

表 3 市村・年代別精神障害者保健福祉手帳交付件数

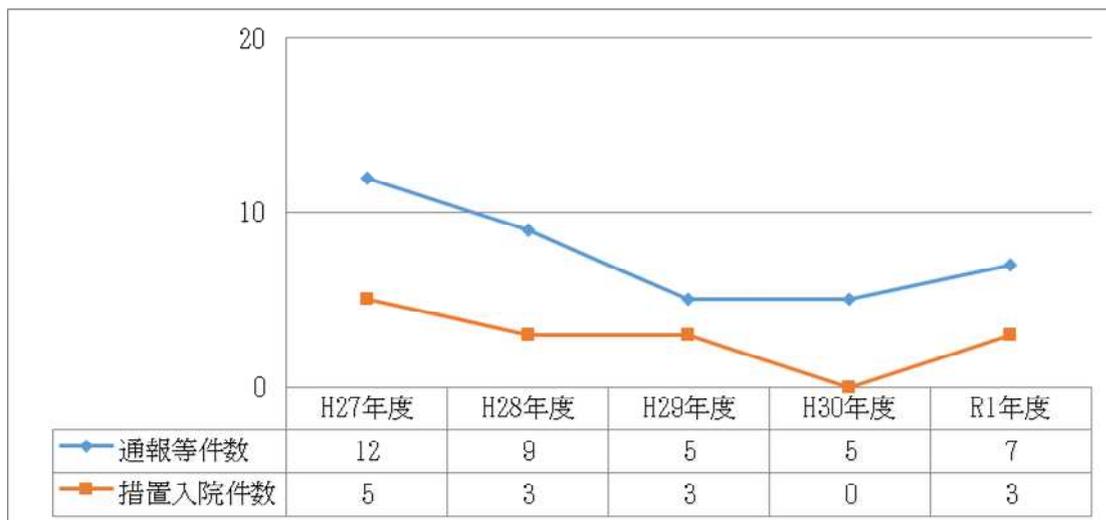
令和元年度

市村	性別	～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳～	合計	
						合計	
宮古島市	男	4	39	152	64	259	483
	女	3	33	107	81	224	
多良間村	男	0	0	0	0	0	2
	女	0	0	1	1	2	
合計	男	4	39	152	64	259	485
	女	3	33	108	82	226	
	計	7	72	260	146		

イ 通報等に係る処理及び措置診察業務

精神障害のために自傷他害のおそれのある者は、精神保健福祉法（22条（一般）、23条（警察官）、24条（検察官）、25条（保護観察所の長）、26条（矯正施設の長）、26条の2（精神科病院の管理者））の規定に基づき、保護の申請、通報、届出がされる。申請、通報又は届出のあった者について保健所は調査を行い、対応を検討する。

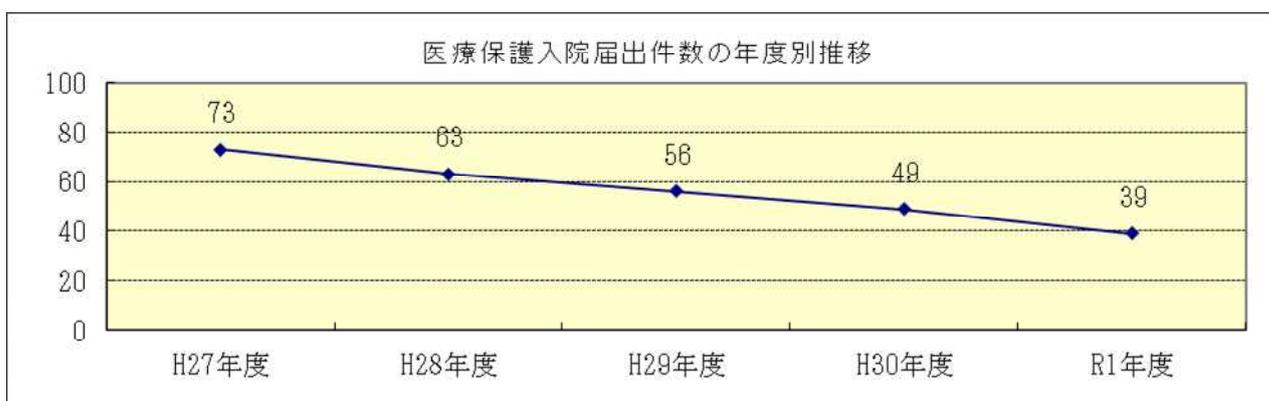
図 3 通報等件数、措置入院件数の推移



ウ 医療保護入院関連事務

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行われる入院。

図 4 医療保護入院届出件数の年度別推移



エ 精神科病院実地指導

目的：精神科病院の実地指導及び実地審査をすることで、人権に配慮した適正な精神医療の確保、適正な病院の管理運営を促し、精神保健福祉施策の推進及び質の向上を目的とする。

対象：県立宮古病院精神科

実施日：令和 2 年 1 月 23 日

(3) 訪問・相談業務

ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が、精神保健相談（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

表 4 相談件数（過去 5 年分）

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	43	78	36	55	29	55	58	120	83	148
家庭訪問	47	186	23	93	37	169	46	213	59	285
電話相談	100	440	71	346	68	200	107	290	142	488

表 5 相談件数（区分別）

令和元年度

	実人員	延人員	延人員内訳							
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
来所相談	83	148	4	21	47	0	0	0	42	34
家庭訪問	59	285	3	34	132	0	0	0	11	105
電話相談	142	488	16	52	187	1	2	0	49	181

イ 精神保健専門医相談

精神障害の疑いがある方や治療中断者など対応が困難なケース・家族に対し専門医による訪問や来所相談等により面談し、早期受診や早期治療に繋げ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。原則月 1 回の実施としているが、令和元年度のみ 2 ヶ月に 1 回実施。多良間村での実施については、随時日程を調整している。

表 6 精神保健専門医相談実施件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
回数	5	5	5	3	6
相談件数	5	5	6	6	11

(4) 社会復帰支援

ア 精神障害者通院患者リハビリテーション事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持続力、環境適応能力等を養うための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ることを目的としている。

表 7 通院患者リハビリテーション事業実施状況

年度	訓練者数	事業所数	事業所（種）内訳
H27年度	1	1	飲食店
H28年度	3	3	飲食店、農業、理髪店
H29年度	4	4	飲食店、農業、園芸、理髪店
H30年度	1	1	飲食店
R1年度	2	2	飲食店

イ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

長期にわたる精神科病院への入院により、住居の確保など退院に向けて支援が必要な精神障害者について、地域生活に移行することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備する事を目的に行っている。保健所は医療機関が主催する退院前調整会議や宮古島市が実施する地域自立支援協議会、居住支援部会及び就労支援部会に参加し、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検体制整備に取り組んでいる。

(5) 普及啓発活動

ア 精神保健福祉普及運動事業

地域住民に対し心の健康保持、精神疾患に関する理解の促進並びに精神保健福祉に関する知識の普及啓発を推進していくことを目的に実施している。

令和元年度

日程	内容	参加状況等
11月9日	○講演会 「メンタルヘルス課題の背景要因を考える」 ～貧困、虐待、DV、愛着障害の視点から～ 講師：沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 教授 名城 健二 氏	一般住民、関係者 (54人)

イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民や関係機関に対して、自殺者の減少を目的とし、自殺予防週間・自殺対策強化月間に、自殺に関連した正しい知識の普及啓発や相談支援機関窓口の周知を実施している。

令和元年度

日程	内容	参加者等
9月17日 ～ 9月27日	自殺予防週間 1) パネル展示 (場所：宮古島市役所) 内容：自殺の現状、相談機関等について 2) 相談支援機関リスト入りティッシュ配布 3) リーフレットの配布	一般住民
3月	自殺対策強化月間 1) レスキューカード「ひとりで抱えていませんか」配布 配布先：自殺未遂者に関わる関係機関 (病院、警察、救急、市役所等)	関係機関

(6) アルコール健康問題対策

ア アルコール家族教室

目的：アルコール問題を抱える家族が「アルコール依存症」について学び、依存症本人への対応を理解し、回復に必要な医療機関や相談機関、自助グループ等の活用方法を学ぶ。また、家族同士の交流を図り、家族自身のQOL (Quality of Life：生活の質) が高め、依存症者と家族の間に起こっている問題の改善につながる。 ※CRAFT手法を導入

対象：アルコール依存症者 (飲酒問題含む) の家族、支援者

場所：宮古保健所 1階⑦相談室

表8 家族教室実施状況

令和元年度

月 日	内容	参加者
①6月26日	講話「アルコール依存症の理解と対応」 演習「家族の対応方法 (練習ワーク)」 担当：保健所保健師	8名
②7月2日	講話「当事者から家族へ伝えたいこと」 担当：宮古断酒会 演習「家族の対応 (実践編)」 「家族から当事者へ聞きたいこと」 担当：保健所保健師	9名

イ 組織活動育成支援

(ア) 断酒会活動（あだんの会）

断酒会はアルコール依存症に悩む者が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループである。

(イ) 断酒家族会活動（やしがにの会）

アルコール依存症について知識を深め、家族の役割を認識すると共に、家族が直面する問題について共有し、お互い励まし合って、本人の断酒と自立へ向けての活動を行っている。

(ウ) AA（エメラルドグリーングループ宮古島）

平成30年11月設立。依存症本人またはその関係者が体験を共有しながら、自身の飲酒問題を解決し、同じ問題で苦しむ人たちにも回復の経験を知らせる自助グループである。

令和元年度

自助グループ名	日時	場所
宮古断酒会 （あだんの会）	毎週金曜日 午後7時～9時	宮古保健所 1階⑦相談室
AA （エメラルドグリーングループ宮古島）	毎週火曜日 午後7時～8時	
宮古家族会 （やしがにの会）	毎月第1・3金曜日 午後7時～9時	

(7) 関係機関とのネットワークづくり

ア 医療機関・警察・行政連絡会議

精神障害者に関する警察官通報（精神保健福祉法第23条）やその他の緊急時対応を円滑に実施できるように、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に開催している。

令和元年度

日時	内容	参加機関
5月22日	(1) 法第23条通報、特異事案連絡票の実績について (2) 離島での通報対応体制について (3) 措置診察体制の確認について (4) 酩酊者への対応と法第23条通報の範囲の確認	宮古病院、こころのクリニックていぬばう、宮古島警察署、宮古島市、多良間村

イ 退院促進連絡会議

精神障害者が退院後に適切な支援を受けて、その人らしい地域生活を送れるよう、管内関係機関の連携及び情報共有を強化し、円滑な地域移行・地域定着を行うことを目的に開催している。

令和元年度

日時	内容	参加機関
5月23日 10月4日 2月14日	(1) 退院促進の取組みの現状と課題について (2) 退院後の日中活動について (3) 退院促進に関する事例報告 (4) ピアサポーター活用事業について	宮古病院、宮古島市、相談支援事業所、宮古福祉事務所、訪問看護

ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催している。

令和元年度

日時	内容	参加者数及び参加機関
4月18日	<ul style="list-style-type: none"> 各機関における重点事業や取り組みの報告 情報及び意見交換 	参加者数：34人 参加機関：宮古病院、宮古島市、多良間村、相談支援事業所、訪問看護ステーション、障害者就業・生活支援センター、宮古福祉事務所、圏域アドバイザー

エ 関係機関調整会議

令和元年7月「沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル」が作成されたことを受け、保健所主催で退院後支援に関する計画を作成し地域での支援体制づくりを目指して措置入院患者退院後支援会議を実施している。

また、今年度より新たに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に向け圏域の関係機関（福祉事務所、保健所、圏域アドバイザー等）で事務局会議を立ち上げ検討会を開催している。

平良地区（平成30年度より開催）、伊良部地区、城辺地区及び上野・下地地区精神障害者連絡会は、宮古島市障がい福祉課が主催しており、当該地区の関係者間で情報共有を行い、障害者の社会復帰及び自立支援を目的としている。

〈保健所主催〉

令和元年度

会議名	開催回数	参加者数(延)	参加機関(延)
措置入院者退院後支援会議	7	42	18
ケース支援会議（通りハ・退院前）	1	6	4
市町村調整会議（特定町村支援等）	5	22	11
地域包括ケアシステム事務局会議	3	18	9

〈他機関主催〉

会議名	参加回数
医療観察法ケア会議	1
ケース支援会議	21
平良地区精神障害者連絡会	5
伊良部地区精神障害者連絡会	5
城辺地区精神障害者連絡会	6
上野・下地地区精神障害者連絡会	6

(8) 関係職員の資質向上及び人材育成

ア ひきこもり支援者研修会

目的：ひきこもり本人や家族を孤立させず、相談を受けた関係機関の基本姿勢や回復に寄り添う姿勢、アセスメント方法を学び、回復支援の実践に結びつけることを目的とする。

対象：ひきこもり支援機関

日時：令和2年2月27日（木）午後2時～午後4時30分

場所：宮古保健所2階会議室

内容：参加者25名

○講話「ひきこもりの理解と対応」

～ひきこもり本人・家族支援に必要な視点～

講師：沖縄県立総合精神保健福祉センター 臨床心理士 園田陽子氏
○事例検討（包括的アセスメントの実践）

（9）多良間村支援

ア アルコール問題講演会

目的：①住民ひとりひとりが飲酒のもたらす健康への影響について正しく理解する。②自身の飲酒との付き合い方をみつめる。③アルコール健康問題に悩む当事者や家族の回復を支える環境づくりに取り組み、多良間村におけるアルコール関連問題の対策推進を図る。

対象：多良間村住民及び支援者

日時：令和2年2月7日（金）午後7時～午後9時

場所：多良間村コミュニティ施設1階ホール

内容：参加者34名

○講話1「依存症の回復を応援するため専門医療機関から伝えたいこと」
～学び・実践し・継続するために～

医療法人晴明会 糸満晴明病院 精神保健福祉士 山城涼子氏

○講話2「アルコール依存症当事者からのメッセージ」

宮古断酒会

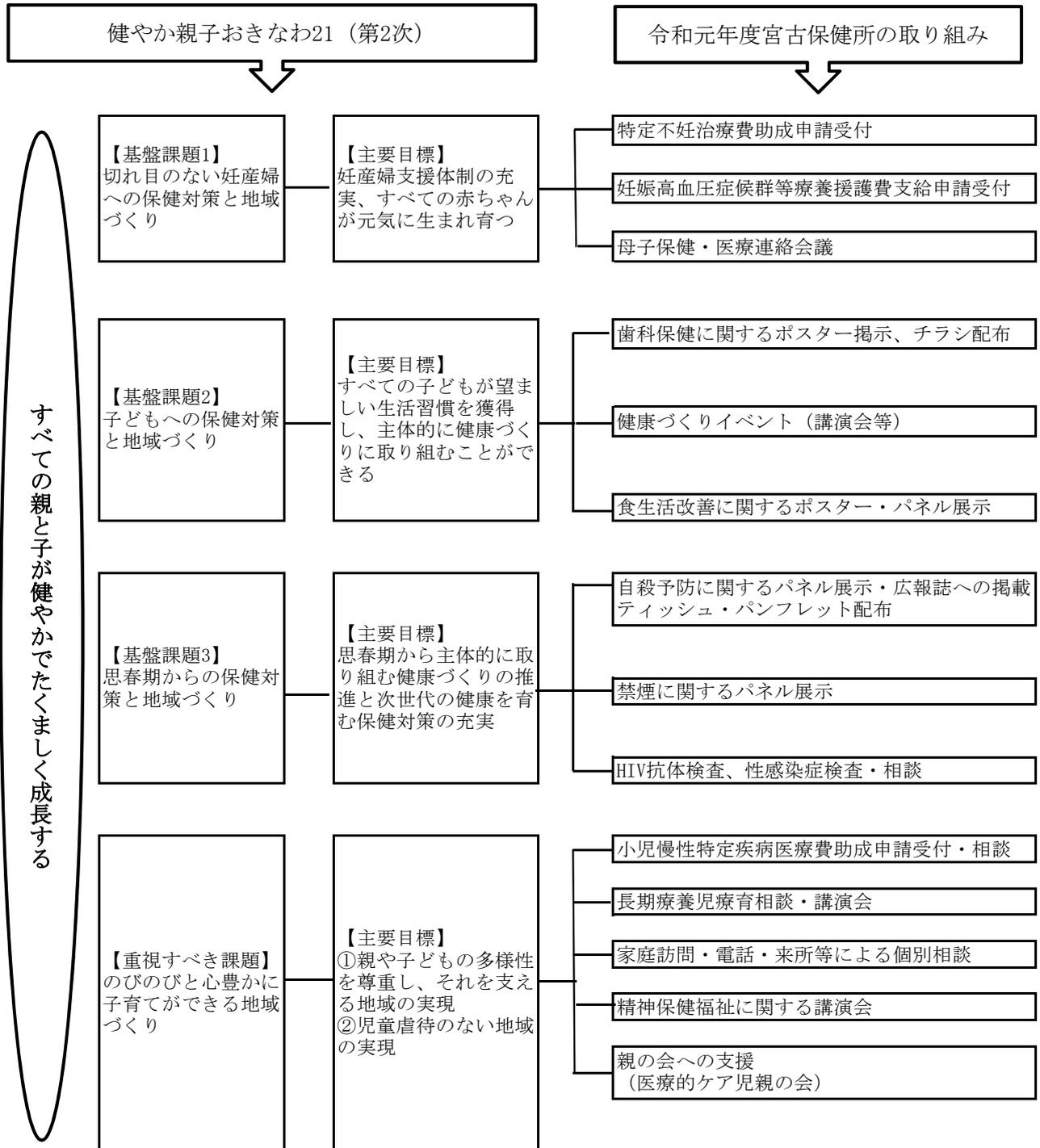
（10）自殺企図者実態把握調査

自殺として様々なリスク要因が報告されているが、中でも自殺企図者はハイリスクとされている。自殺企図者対策を検討する上で、管内の実態について把握できていない現状があり、平成29年度から平成30年度には管内の救急告示病院2カ所に対し、自殺企図者の実態及び対応等についてのアンケート及び聞き取り調査を実施した。地域での現状把握や連携体制構築に向け、自殺企図者に関わる関係機関にて会議開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各機関から個別に聞き取りを行うこととなった。

- ・対象：宮古島市消防署、宮古島市障がい福祉課、宮古島警察署生活安全課、宮古病院
- ・時期：令和2年3月3日～19日
- ・方法：調査対象機関へ聞き取り調査
- ・備考：本調査において「自殺企図者」とは自殺未遂及び自損・自傷行為、既遂者と定義した。

2 母子保健

(1) 健やか親子おきなわ21（第2次）における宮古保健所の取り組み



(2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は令和元年度末現在で 16 疾患群 756 疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第 21 条の 9 の 2

【目的】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

【対象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）

表 1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況（重複疾患受給者を含む） 単位：件

疾患群	年月日		平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月		
	計	申請別		市村別	
		新規	更新	宮古島市	多良間村
悪性新生物	4	1	3	4	0
慢性腎疾患	8	1	7	8	0
慢性呼吸器疾患	6	1	5	6	0
慢性心疾患	11	3	8	10	1
内分泌疾患	30	4	26	30	0
膠原病	5	1	4	5	0
糖尿病	4	1	3	4	0
先天性代謝異常	2	0	2	2	0
血液疾患	2	0	2	2	0
免疫疾患	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	17	2	15	17	0
慢性消化器疾患	5	2	3	5	0
染色体・遺伝子疾患	3	1	2	3	0
皮膚疾患	1	0	1	1	0
骨系統疾患	2	0	2	2	0
脈管系疾患	0	0	0	0	0
計	100	17	83	99	1

イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

【目的】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。

【対象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7 日以上入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額 15,001 円以上の世帯、又は児童福祉法第 22 条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表 2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位：件

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	0	0	0	0	0

ウ 特定不妊治療費助成事業

【根拠法令】 少子化社会対策基本法第 13 条、母子保健医療対策等総合支援事業、
 沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

【目 的】 不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）については 1 回
 の治療が高額であり、また医療保険の適用外であることから、経済的負担
 の軽減を図るため、費用の一部を助成する。

【対 象】 ・法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療が必要と診断された者
 ・指定医療機関で特定不妊治療を終了した者
 ・沖縄県内に住所を有し、夫婦の合計所得が 730 万円未満であること
 ・治療開始時点で妻の年齢が 43 歳未満

表 3 特定不妊治療費 年度別助成状況 単位：件

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	25	32	32	24	32

(3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪
 問相談を実施している。

表 4 訪問・相談業務状況 令和元年度(単位：件)

	実人員	延人員	延人員内訳		
			小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他
来所相談	128	221	166	53	2
家庭訪問	34	96	86		10
電話相談		200	169	24	7
合計	162	517	421	77	19

(4) 長期療養児療育相談事業

長期にわたり療育医療を必要とする児童とその保護者に対して、適切な療育を確保す
 るために、状況に応じた適切な指導や支援を行い日常生活における健康の保持増進及び
 福祉の向上を図ることを目的に実施している。

ア 個別相談、勉強会

長期療養児とその保護者が在宅で安心して生活できるように、専門医による個別相談
 を実施した。

専門医：當間隆也（わんぱくクリニック）

表 5 個別相談実施状況 令和元年度

実施日	人員
令和元年 8 月 16 日	7 人
令和 2 年 2 月 6 日、7 日	10 人

(5) 小児慢性特定疾病等講演会

小児慢性特定疾病児の「きょうだい児」に焦点をあて、保護者等がきょうだい児の体験する家庭環境の変化や気持ちの変化について理解を深めることで、小児慢性特定疾病児及びきょうだい児に対して適切な対応が出来ることを目的に開催。

表 6 小児慢性特定疾病等講演会

令和元年度

実施日/場所	内容・講師	参加者
10月18日(金) 13:30~16:00 宮古保健所 健康増進室	題「きょうだい児支援 勉強会」 講師 ①藤村 真弓 氏 (元茨城キリスト教大学看護学部教授) ②佐久川 夏実 氏 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター チャイルドライフスペシャリスト)	16名 (保護者5名 支援者11名)

(6) 母子保健・医療連絡会議

ハイリスク妊産婦及び未熟児や長期に支援を必要とする児・保護者が地域で安心して育児・療育できるように関係者が情報を共有し、支援目標や相互の役割を確認することで一貫した支援ができることを目的に開催した。

表 7 母子保健・医療連絡会議

令和元年度

実施日	内 容	参加者	参加機関
H31.4.22 R1.6.17 R1.8.19 R1.10.21 R1.12.16 R2.2.17	①事例に関する情報共有、確認 ②地域の課題共有、支援体制確認 ③母子保健に関する情報共有、検討 等	延べ 84人	県立宮古病院 奥平産婦人科医院 宮古島市 多良間村 宮古保健所

(7) 宮古地区母子保健推進員研修会及び交流会

宮古地区母子保健推進員の相互交流と、資質の向上を目的に交流会及び研修会を開催した。

表 8 宮古地区母子保健推進員研修会・交流会

令和元年度

実施日/場所	内容・講師	参加者	参加機関
11月27日(水) 13:30~15:00 平良保健センター	・交流会：地区を混ぜてのグループワーク ・研修会：講話「宮古地区における児童虐待の現状と支援について」 講師：與古田 貴之氏 (沖縄県立児童相談所兼宮古分室主幹)	交流会 25人 研修会 31人	市母子保健推進員 市健康増進課 保健師 等

(8) 母子保健関係者研修会

宮古圏域の母子保健関係者の資質向上を目的に研修会を開催した。

表 9 母子保健関係者研修会

令和元年度

実施日/場所	内容・講師	参加者	職種
8月29日 宮古保健所	【研修名】宮古圏域「妊娠期からのつながるしくみ」研修会 【内容】母子健康包括支援センターの設置と取り組みについて～沖縄市の取組～ 【講師】沖縄市こども相談健康課 神村睦子氏	11人	保健師等

3 難病対策

(1) 難病とは

- 根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という）第1条
- ア 疾病の機序が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
 - イ 当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とすることとなるもの

(2) 難病の行政施策

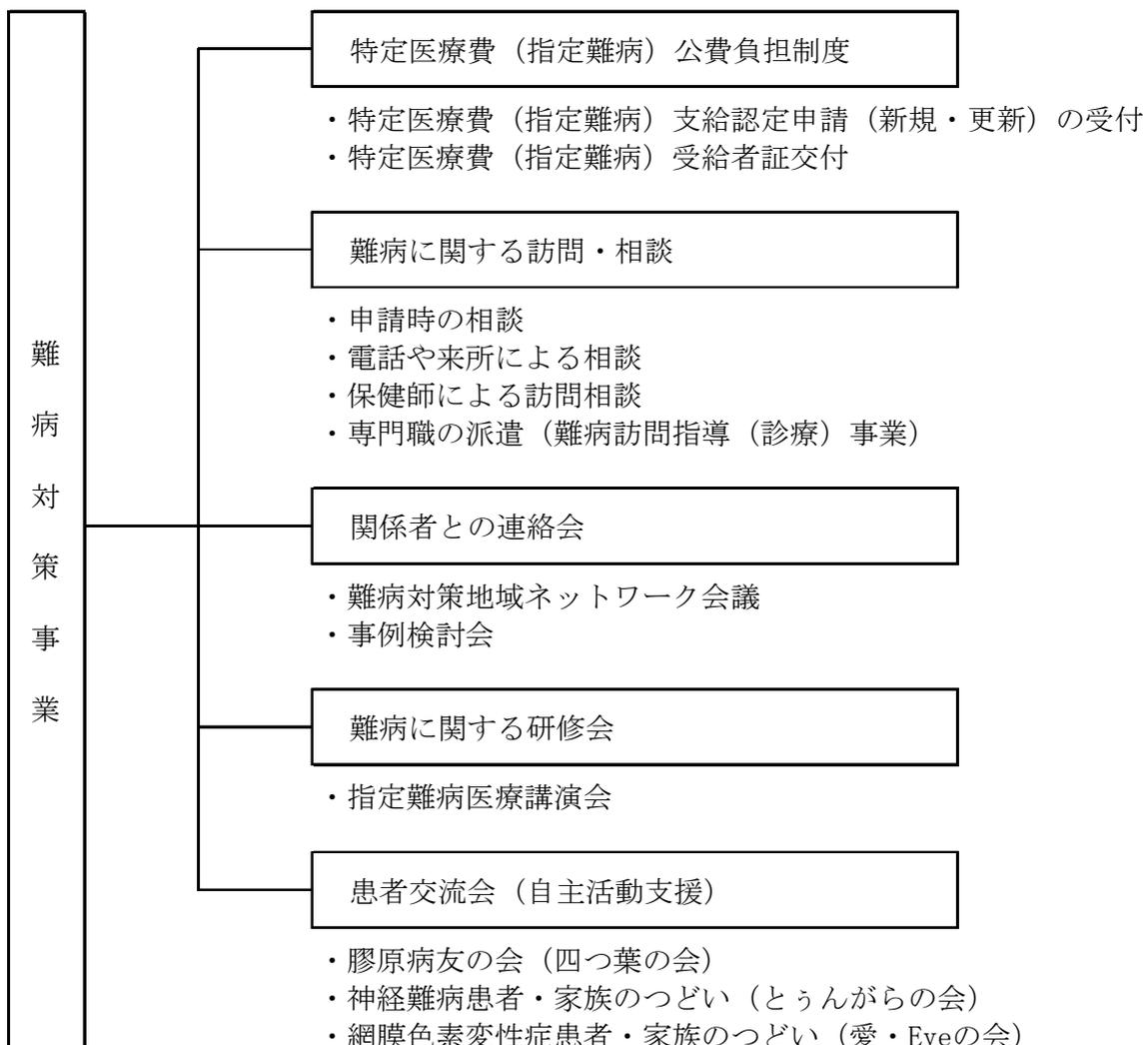
昭和48年より「特定疾患治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成7年7月に申請窓口を本庁より保健所に移し、各保健所にて「難病対策事業」が開始された。

事業開始以来、医療費の自己負担分は全額公費であったが、平成15年からは所得に応じた一部自己負担限度額の見直し等大幅に制度の改定が行われた。

平成26年の難病法制定に伴い公費負担制度の改定が行われ、平成27年1月より「特定医療費（指定難病）公費負担制度」として開始され、対象疾病（指定難病）が110疾病になり、令和元年7月までに333疾病へ拡大された。

(3) 難病対策事業



(4) 受給者証交付状況

ア 特定疾患治療研究事業

難病法の施行により、当該事業における管内での受給者は0人となった。

イ 特定医療費（指定難病）公費負担制度

平成27年1月1日より難病法に基づく新たな医療費助成制度が始まった。管内における受給者の状況は表1、2のとおりである。

表1 受給者証交付状況（令和元年4月1日～令和2年3月31日）

疾病名	申請件数	交付件数	疾病名	申請件数	交付件数
筋萎縮性側索硬化症	7	7	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1
進行性核上性麻痺	8	8	特発性血小板減少性紫斑病	3	3
パーキンソン病	55	53	IgA 腎症	2	2
大脳皮質基底核変性症	1	1	多発性嚢胞腎	2	1
重症筋無力症	15	15	黄色靭帯骨化症	11	11
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3	3	後縦靭帯骨化症	27	26
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5	4	広範脊柱管狭窄症	9	9
多系統萎縮症	5	5	特発性大腿骨頭壊死症	5	5
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	4	4	クッシング病	1	1
もやもや病	1	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1
亜急性硬化性全脳炎	1	1	下垂体前葉機能低下症	6	6
全身性アミロイドーシス	2	2	サルコイドーシス	2	2
神経線維腫症	1	1	特発性間質性肺炎	10	8
天疱瘡	6	6	肺動脈性肺高血圧症	2	2
膿疱性乾癬（汎発型）	4	4	網膜色素変性症	25	24
スティーブンス・ジョンソン症候群	1	0	原発性胆汁性胆管炎	9	8
高安動脈炎	1	1	原発性硬化性胆管炎	1	1
結節性多発動脈炎	6	3	クローン病	16	16
顕微鏡的多発血管炎	1	1	潰瘍性大腸炎	30	26
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	2	筋ジストロフィー	1	1
悪性関節リウマチ	2	2	脊髄髄膜瘤	1	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1	1
全身性エリテマトーデス	23	22	家族性良性慢性天疱瘡	1	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	9	9	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1	0
全身性強皮症	5	5	一次性ネフローゼ症候群	6	6
混合性結合組織病	1	1	紫斑病性腎炎	1	1
シェーグレン症候群	4	4	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	1
成人スチル病	1	1	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1
ベーチェット病	1	1	強直性脊椎炎	1	1
特発性拡張型心筋症	7	7	後天性赤芽球癆	3	3
再生不良性貧血	7	6	アッシャー症候群	1	1
			計	372	352

表2 受給者の状況（令和元年4月1日～令和2年3月31日）

性別	就労	就学	家事労働	入院	在宅療養	入所	転出	生活保護	死亡
男	55	4	4	9	85	11	2	5	7
女	47	3	41	5	57	11	1	4	1
計	102	7	45	14	142	22	3	9	8

(5) 難病に関する訪問・相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表3 令和元年度訪問・相談実施状況

	実人員	延人員
来所相談	163	341
電話相談		253
家庭訪問	39	134
合計		728

(6) 難病訪問指導（診療）事業

目的：在宅療養している難病患者がより良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・指導を行い、生活の質（QOL）向上を図ることを目的とする。

実施日	対象疾病名	相談者	内容	派遣職種
10月9日	パーキンソン病	本人、妻	身体機能評価、在宅リハビリの指導	作業療法士
2月20日	筋萎縮性側索硬化症	本人、妻、相談員	相談対応 主訴：病状進行や住まい、コミュニケーションについて	難病診療 コーディネーター ・相談員
	筋萎縮性側索硬化症	妻	相談対応 主訴：今後の見通しについて	
	筋萎縮性側索硬化症	訪問看護師 ケアマネージャー	支援検討による助言	

(7) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的：患者・家族が病気について理解を深め、日常生活における不安、悩みについて相談することで安心して療養生活を送れることを目的とする。

月 日	内 容	講演会	個別相談	相談会
令和元年 12月3日	講師：社会医療法人 友愛会豊見城中央病院 リウマチ・膠原病科 上地英司 氏 全国膠原病友の会沖縄県支部 新垣明美 氏 内容：講話及び個別相談会・交流会 テーマ【膠原病診療“患者さんの視点”と“医師の視点”】	11人	3件	6人

(8) 難病対策地域ネットワーク会議

目的：難病患者等は日常生活上援助を必要としている者が多く、適切な在宅療養支援を受け安心して生活が送れるよう、体制整備が必要である。今回、神経難病患者の在宅療養及び災害時の支援について、宮古地区の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備について協議を行い、関係機関等の連携の緊密化を図る。

日時	令和2年2月20日（木） 14：00～16：00
場所	宮古保健所 健康増進室
参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市（障害福祉課、福祉政策課、高齢者支援課、健康増進課） ・県立宮古病院（地域連携室、救急科） ・訪問看護ステーションみやこ、訪問看護ステーションドクターゴン ・（有）介護センター ・株式会社ビザライ ・宮古保健所 ・スーパーバイザー：沖縄県難病相談支援センターアンビシャス 沖縄県難病診療コーディネーター 計13機関（18名）
内容	(1) 宮古地域の各ALS療養者の現況 (2) ALS療養者支援について、沖縄病院の取り組みを学ぶ 講師：沖縄病院難病診療コーディネーター 新里恵 (3) 災害時対策について

(9) 自助活動育成支援

目的：患者及び家族が病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について、情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

名称	活動日時	活動内容
膠原病友の会（四つ葉の会）	毎月第3土曜日 14：00～16：00	交流会、在宅療養に関する情報交換等
神経難病患者・家族のつどい（とぅんがらの会）	毎月第4金曜日 14：00～15：00	勉強会、交流会、ポールウォーキング等
網膜色素変性症患者・家族のつどい（愛・Eyeの会）	毎月第2土曜日 14：00～16：00	勉強会、交流会等

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：平成12年2月1日より、これまで本庁で実施されていた「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の公費負担申請事務が保健所へ移行された。

目的：患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る

表4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
交付件数	0	0	0	0	1	1	0

4 原爆被爆者対策事業

(1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した人と、原子爆弾が投下されてから2週間以内に、広島市内長崎市内に立ち入った人等で、被爆者手帳を所持している人をいう。

(2) 原爆被爆者対策概要

原爆被爆者については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）に基づき、健康診断、居住地等変更の業務が実施されるようになった。

(3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断（予備検査・本健診）

イ 被爆者二世者の健康診断（予備検査・本健診）

健康診断には、一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関（県立宮古病院）で実施。

ウ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

表1 一般健診受診者

令和元年度

	対象者	受診者	健診結果		
			異常なし	経過観察	精査
前期健診	9	3	2	0	1
後期健診	7	1	1	0	0
二世健診	6世帯	1	1	0	0
希望健診	7	1	1	0	0

表2 がん検診受診者

令和元年度

	がん検診					
	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄種
前期健診	0	0	0	0	0	1
後期健診	0	0	0	0	0	0
二世健診						0
希望健診	0	0	0	0	0	0